

# 長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品）の処方に係る「選定療養費」のお知らせ

長期収載品の選定療養とは、患者が安価な後発医薬品があるにもかかわらず、長期収載品（先発医薬品）を選択した場合に、一部の料金（選定療養費）を患者が負担する仕組みです。

令和6年10月1日から導入され、院外処方と院内処方の両方で適用されますが、入院患者さんは対象外です。

## 令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

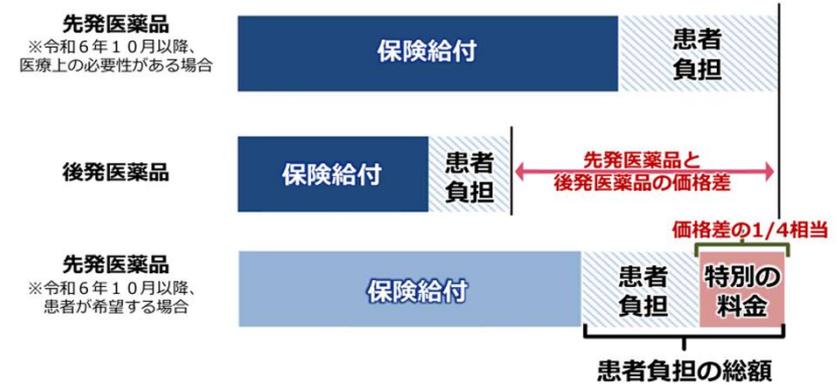
■ 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。

■ この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

### 特別の料金の計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当を特別の料金としてお支払いいただきます。  
例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円を、通常の1～3割の患者負担とは別にお支払いいただきます。



※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。  
※端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。  
※後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。  
※薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。